

令和2年12月17日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和2年(ワ)第1330号 特許権侵害行為差止等請求事件

口頭弁論終結日 令和2年11月6日

判 決

5

原	告	X
同 補 佐 人 弁 理 士		磯 野 富 彦
同		銚 田 慶 亮

10

被	告	有限会社宝石のエンジェル
---	---	--------------

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、別紙被告物件目録記載の製品（以下「被告製品」という。）を製造し又は販売してはならない。
- 2 被告は、被告製品及びその製造用金型を廃棄せよ。
- 20 3 被告は、原告に対し、2000万円及びこれに対する令和2年2月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、発明の名称を「挿入式クラスプ」とする特許の特許権者である原告が、被告が製造・販売する被告製品が原告の上記特許権に係る特許発明の技術的範囲
25 に属すると主張して、被告に対し、特許法100条1項及び2項に基づき被告製品の製造・販売の差止め並びに被告製品及びその製造用金型の廃棄を求めるとと

もに、不法行為に基づいて、損害賠償金1億3125万円のうち2000万円及びこれに対する令和2年2月8日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

5 1 前提事実（当事者間に争いがないか、証拠（後掲）及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、エムズの屋号で宝飾品パーツ及び装身具の製造、販売業を営む者である（甲1）。

10 イ 被告は、宝石及び貴金属の小売業を営む特例有限会社である（弁論の全趣旨）。

(2) 原告が有する特許権

原告は、以下の特許権（以下、同特許権に係る特許を「本件特許」といい、その特許請求の範囲請求項1の発明を「本件発明」という。なお、本件特許

15 に係る明細書及び図面を「本件明細書等」という。）を有している（甲3）。

特 許 番 号 特許第4838911号

発 明 の 名 称 挿入式クラスプ

出 願 日 平成23年6月14日

優 先 日 平成23年3月1日

20 優先権主張国 日本国

登 録 日 平成23年10月7日

(3) 本件発明の内容

ア 本件発明に係る特許請求の範囲の記載は、以下のとおりである（甲3）。

「装飾用鎖状部材の端部に設けられる第1の磁気誘導部材と、筐体の内部

25 に設けられる第2の磁気誘導部材とが磁力で互いに吸着されて係止するクラスプにおいて、第1のフレームと第2のフレームとを備え、前記第1の

フレームと前記第2のフレームとにより中空と一端に開口が形成される筐体と、前記第1の磁気誘導部材を保持する第1の磁気誘導部材ホルダと、前記筐体の前記中空に設けられ、前記第2の磁気誘導部材を保持し、前記第1の磁気誘導部材と前記第2の磁気誘導部材とが吸着するときに、前記第1の磁気誘導部材ホルダが挿入される挿入空間を有する第2の磁気誘導部材ホルダと、を備え、前記筐体は、前記第1のフレームと前記第2のフレームとを連結する支軸と、前記第1のフレームと前記第2のフレームとを前記支軸回りに回転させて前記開口を広げる付勢手段とを備え、前記第1の磁気誘導部材ホルダは、前記中空に前記第1の磁気誘導部材ホルダ全体を収容できる大きさ、且つ、前記筐体の前記開口の大きさより大きい横断面を有し、前記第1の磁気誘導部材ホルダが前記中空に収容されるとき、前記開口から前記第1の磁気誘導部材ホルダが抜け落ちることを防止することを特徴とするクラスプ。」

イ 本件発明を構成要件に分説すると次のとおりである。

A 装飾用鎖状部材の端部に設けられる第1の磁気誘導部材と、筐体の内部に設けられる第2の磁気誘導部材とが磁力で互いに吸着されて係止するクラスプにおいて、

B 第1のフレームと第2のフレームとを備え、前記第1のフレームと前記第2のフレームとにより中空と一端に開口が形成される筐体と、

C 前記第1の磁気誘導部材を保持する第1の磁気誘導部材ホルダと、

D 前記筐体の前記中空に設けられ、前記第2の磁気誘導部材を保持し、前記第1の磁気誘導部材と前記第2の磁気誘導部材とが吸着するときに、前記第1の磁気誘導部材ホルダが挿入される挿入空間を有する第2の磁気誘導部材ホルダと、を備え、

E 前記筐体は、前記第1のフレームと前記第2のフレームとを連結する支軸と、前記第1のフレームと前記第2のフレームとを前記支軸回りに

回転させて前記開口を広げる付勢手段とを備え、

F 前記第1の磁気誘導部材ホルダは、前記中空に前記第1の磁気誘導部材ホルダ全体を収容できる大きさ、且つ、前記筐体の前記開口の大きさより大きい横断面を有し、前記第1の磁気誘導部材ホルダが前記中空に
5 収容されるとき、前記開口から前記第1の磁気誘導部材ホルダが抜け落ちることを防止することを特徴とするクラスプ。

(4) 被告の行為等

ア 被告は、被告製品を製造・販売している（甲14、15、弁論の全趣旨）。

10 イ 被告製品の構造は、別紙「被告製品の構造」のとおりである。ただし、被告製品の特定の部分が本件発明の構成に相当するものであるか否かについて争いがある部分があり、その部分については下線を付している。

ウ 被告製品が本件発明の構成要件A、同B及び同Eを充足することは、当事者間に争いがない。

15 2 争点

- (1) 構成要件C及び同Fの「第1の磁気誘導部材ホルダ」の充足性
- (2) 構成要件Dの「第2の磁気誘導部材ホルダ」の充足性
- (3) 本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものか否か。
- (4) 損害額

20 3 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)（構成要件C及び同Fの「第1の磁気誘導部材ホルダ」の充足性）について

【原告の主張】

25 ア 被告製品では、第1の磁気誘導部材と第1の磁気誘導部材ホルダを金型を使って磁性を帯びる成分（鉄やクロム）を混ぜて一体成型している。そして、被告製品では、鉄等の強磁性体が「第1の磁気誘導部材」であり、

同時に、これが磁力で保持されて「第1の磁気誘導部材ホルダ」の役割を果たしているといえ、上記のように一体成型されたものが「第1の磁気誘導部材を保持する第1の磁気誘導部材ホルダ」としての機能・役割を果たしている。

5 したがって、被告製品では、第1の磁気誘導部材ホルダは、第1の磁気誘導部材と物理的に分離してはいないが、本件発明の「第1の磁気誘導部材ホルダ」を備える構成であり、被告製品は、構成要件C及び同Fを充足する。

10 イ 本件明細書等の【0051】は、本件発明のクラスプにおいて「第1の磁気誘導部材と、筐体の内部に設けられる第2の磁気誘導部材とが磁力で互いに吸着されて係止する」ものであり、磁力の影響を筐体が受けるとクラスプの機能がなくなることから記載されたものである。このような本件明細書等の実質的な意味からすれば、クラスプの機能に影響しないことが
15 明らかな第1の磁気誘導部材ホルダが「強磁性体の材料を使用しない」と解釈されることはない。

【被告の主張】

20 被告製品の第1の磁気誘導部材は、接続部より前方にあって、その第1の磁気誘導部材は、全て無垢のステンレスの磁気誘導部材でできており、第1の磁気誘導部材ホルダは必要ではないし、存在もしていない。そして、本件明細書等【0051】には、「マグネットによる誘導に影響を与えないように、
25 マグネット以外の部分には、強磁性体の材料を使用しない必要がある」と記載されており、磁気誘導部材ホルダは非磁気誘導部材を使用しなければならぬところ、被告製品の挿入部には非磁気誘導部材は存在せず、被告製品には、第1の磁気誘導部材ホルダは存在しない。

したがって、被告製品は、構成要件C及び同Fを充足しない。

(2) 争点(2) (構成要件Dの「第2の磁気誘導部材ホルダ」の充足性) について

【原告の主張】

被告製品は、管体の中空に第2の磁気誘導部材ホルダを保持し、第1の磁気誘導部材と第2の磁気誘導部材とが吸着するときに、第1の磁気誘導部材ホルダが挿入される挿入空間を有する「第2の磁気誘導部材ホルダ」を備えている。

「中空」は、第1と第2フレームを重ねた時の外側ではなく空間のある内側を意味する。被告製品は、挿入空間側の形状が管体の中心側へ90度曲がっており、ここで磁石を保持する構造であり、これが「第2の磁気誘導部材ホルダ」に当たる。また、被告製品では、第2のフレームと第2の磁気誘導部材ホルダは、成型上一体化されているだけで、機能上、「前記第2の磁気誘導部材を保持」するための「第2の磁気誘導部材ホルダと、を備え」る構成であることに変わりはない。

【被告の主張】

「中空」とは、物の内部がからっぽな状態をいい、物の内側ではなく、物に囲まれた空間部分をいう。本件明細書等の図2からも明らかなように、第2の磁気誘導部材ホルダは、管体に囲まれた空間に設けられている。しかし、原告が主張する被告製品の第2の磁気誘導部材ホルダは、第2のフレームの内側にあつて、かつ、第2のフレームと一体化している。したがって、被告製品は構成要件Dの「第2の磁気誘導部材ホルダ」を備えず、構成要件Dを充足しない。

(3) 争点(3) (無効の抗弁) について

【被告の主張】

原告は、「第1の磁気誘導部材ホルダが挿入される挿入空間を有する第2の磁気誘導部材ホルダ」(構成要件D)の意味について、第1のホルダが挿入される時第2のホルダの中に挿入される状態ではなく、第1のホルダが管体の中に挿入されている状態であると主張している。この主張を前提とす

れば、本件発明は、被告が有する特許権（特許第4044598号）の請求項2の発明と同一であり、被告の特許の方が早く出願されていることから、本件特許は無効というべきである。

【原告の主張】

被告の主張は争う。

(4) 争点(4) (損害額) について

【原告の主張】

被告製品の年間売上は4375万円であり、その販売期間は遅くとも平成26年初頭からであり6年経過しており、その利益率は少なくとも50%であることから、特許法102条2項により、原告の損害額は、次式のとおり、1億3125万円と推定される。

$$\begin{aligned} & \text{(式) } 4375 \text{ 万円 (年間売上)} \times 6 \text{ 年 (販売期間)} \times 50\% \text{ (利益率)} \\ & = 1 \text{ 億} 3125 \text{ 万円} \end{aligned}$$

【被告の主張】

原告の主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 本件発明の意義等について

(1) 本件明細書等には、以下の記載があり、別紙図面の各図面が記載されている(甲3)。

ア 技術分野

【0001】本発明はクラスプに関し、より詳細には、ネックレス、プレスレット等の各種アクセサリに適用されるクラスプに関する。

イ 背景技術

【0002】図5は、従来のクラスプの例を示している。このクラスプ500の両端部501、502には、ビーズ、チェーン等が接続され、ネックレス、プレスレット等のアクセサリを形成する。クラスプ500は、

差し込み口530を有する箱型の本体510と、弾性を有する略「く」の字形状のばね部材520とから構成され、このばね部材520を差し込み口530に挿入することにより、双方の部材は相互に連結され、その結果、アクセサリが接続される。

5 ウ 発明が解決しようとする課題

【0004】かかるクラスプ500の本体510とばね部材520とを相互に連結させる場合には、ユーザが手探り、または目視で双方の位置を合わせ、次いで、ばね部材520を本体510の差し込み口530に挿入する必要がある。しかし、手探りでは位置合わせが困難であり、目視による位置合わせもユーザが老視や障害等で目が不自由な場合は困難である。また、このクラスプをプレスレットに適用した場合には、ユーザはこのクラスプを片手で装着する必要がある、同様に接続が困難である。さらに、ユーザがクラスプをきちんと把持して位置合わせをするためには、クラスプが相当の大きさを有する必要がある、クラスプを小型化するための制約となってしまう。

【0005】本発明は上述の不都合を斟酌して創案したものであり、本発明の目的は、アクセサリに適用されるクラスプであって、アクセサリの装着を容易にするクラスプを提供することである。本発明の別の目的は、片手でも容易に接続が可能なクラスプを提供することである。本発明のさらに別の目的は、小型化が可能なクラスプを提供することである。

20 エ 課題を解決するための手段

【0006】上記課題を解決するために創案された本発明のクラスプは、装飾用鎖状部材の端部に設けられる第1の磁気誘導部材と、管体の内部に設けられる第2の磁気誘導部材とが磁力で互いに吸着されて係止するクラスプにおいて、(1)第1のフレームと第2のフレームとを備え、第1のフレームと第2のフレームとにより中空と一端に開口が形成される管体と、(2)

第1の磁気誘導部材を保持し、筐体の開口の大きさより横断面が大きい第1の磁気誘導部材ホルダと、(3)筐体の中空に設けられ、第2の磁気誘導部材を保持し、第1の磁気誘導部材と第2の磁気誘導部材とが吸着するときに、第1の磁気誘導部材ホルダが挿入される挿入空間を有する第2の磁気誘導部材ホルダとを備える。

【0007】筐体は、第1のフレームと第2のフレームとを連結する支軸と、第1のフレームと第2のフレームとを支軸回りに回転させて開口を広げる付勢手段とを備え、第1の磁気誘導部材と第2の磁気誘導部材が互いに磁力で吸着する係止状態を筐体の中空に収容することにより係止状態を保持する機能を有する。

【0008】ここで、第2の磁気誘導部材ホルダの挿入空間に第1の磁気誘導部材ホルダが挿入したとき、第1の磁気誘導部材ホルダの開口に近い端面と第2の磁気誘導部材ホルダの開口に近い端面のうち、開口により近い端面と開口の間にギャップが形成されるように、第2の磁気誘導部材ホルダが筐体の中空に設けられていることが好ましい。

【0009】本発明のクラスプによれば、クラスプを構成する筐体と磁気誘導部材ホルダ（筐体への挿入部）はそれぞれ磁力によって相互に引き付け合う磁気誘導部材を有している。そして、筐体を構成する第1のフレームと第2のフレームとを支軸に対してピボット回転させて、開口を広げ、ユーザが磁気誘導部材ホルダと筐体とを把持して、双方を所定の距離だけ近接させれば、磁力によって磁気誘導部材ホルダは自動的に筐体の内部に導かれる。したがって、クラスプの接続時にユーザは磁気誘導部材ホルダ（挿入部と筐体とを目視で位置合わせする必要がない。すなわち、老視や障害等で目が不自由な人でも簡単にこのクラスプを接続することができる。その結果、筐体と磁気誘導部材ホルダ（挿入部）とが小型でも問題無く接続できるため、本発明のクラスプは小型化が可能となる。

【0010】また、本発明のクラスプによれば、第1の磁気誘導部材と第2の磁気誘導部材とが吸着したとき、吸着した状態の第1及び第2の磁気誘導部材ホルダと筐体の開口との間には、ギャップが形成される。このギャップは第1の磁気誘導部材ホルダが外部から引っ張られ、第2の磁気誘導部材との吸着が外れたとき、筐体から抜け落ちることを防止するためである。もしギャップがない状態で外部から引っ張られると、筐体の開口が広がり第1の磁気誘導部材ホルダが筐体から抜け落ちる可能性が大きい。

【0011】更にまた、本発明のクラスプによれば、第1の磁気誘導部材ホルダは、第2の磁気誘導部材ホルダの挿入空間に挿入されている。これにより、クラスプの接続を解除するために第1の磁気誘導部材（挿入部）を筐体の内部から引き抜くと、この挿入部が第2の磁気誘導部材ホルダの開口の内壁部分によってガイドされ、その結果、挿入部は筐体の中心軸上に保持された状態で移動する。従って、挿入部は筐体の開口の周辺に引っ掛かるなどの不都合を生じること無く、安定して筐体から引き抜かれる。

【0012】このとき、第2の磁気誘導部材ホルダの挿入空間は、第1の磁気誘導部材ホルダを全て収容する大きさを有することが好ましい。

【0013】本発明のクラスプの第1の磁気誘導部材と第2の磁気誘導部材は、それぞれ相互に表面磁極の異なるマグネットであってもよく、第1の磁気誘導部材と第2の誘導部材のうち一方がマグネットであり、他方が強磁性体であってもよい。これにより、マグネットと強磁性体の組み合わせにより、単純でかつ安価な材料で実装することができる。

【0014】また、本発明のクラスプは、第1の磁気誘導部材ホルダを2個用いて、筐体内部に、2個の第1の磁気誘導部材ホルダをそれぞれ挿入する2個の第2の磁気誘導部材ホルダを備えることができる。この構成のクラスプは、ペンダントヘッドに適用されることが好ましい。

オ 発明の効果

【0017】本発明によって、アクセサリの装着が容易で、特に片手でも容易に接続が可能で、かつ小型化が可能なクラスプを提供することが可能となる。また、クラスプの接続状態が外部から力が加わっても容易に外れないクラスプを提供することができる。

5 カ 第1の実施形態

【0020】図1に示すようにクラスプ1は、アクセサリの珠玉4の一端に取り付けられる筐体2と、珠玉4の他端に取り付けられる挿入部3を備えている。図2に示すように、挿入部3は、内部にマグネット32を保持する円柱形状のマグネットホルダ31と、このホルダ31の端に形成され、孔を有する連結部33と、この連結部の孔を貫通し、アクセサリの珠玉4に連結する環部34とを備える。

【0021】筐体2は中空の箱形状に形成されており、略同一の外形を有する第1のフレーム20および第2のフレーム21と、第1および第2のフレームの一端に形成され、略真円の空間領域を画定する開口部23と、その他端側に形成されたスリット部24と、そのスリット部24の内部から外部へと伸長した連結部28と、その連結部28の孔に接続した環部29と、当該第1および第2のフレーム20、21を相互に連結する支軸22とを備え、第1のフレーム20と第2のフレーム21が支軸22を中心に相互にピボット運動できるような構造になっている。ここで、開口部23の径は、マグネットホルダ31の径よりも小さく形成されている。

【0022】図2を参照して、クラスプ1の内部構造について説明する。挿入部3のマグネットホルダ31の内部にはマグネット32が埋め込まれている。また、筐体2の内部には、支軸22に連結されたマグネットホルダ26が配置されている。このマグネットホルダ26は、内部にマグネット27が埋め込まれ、所定の長さを有する円柱形状の空間であるマグネット挿入部26aを有している。このマグネット27は開口部23を介して

外部を臨むように位置している。マグネットホルダ 2 6 のマグネット 2 7 および挿入部 3 のマグネット 3 2 の対向する面の極性は相互に逆、すなわち相互に引き付け合う状態になっている。

5 【0023】 マグネットホルダ 2 6 のマグネット挿入部 2 6 a は、マグネットホルダ 3 1 が挿入してマグネット 2 7 とマグネット 3 2 が磁力により引き付け合うように形成されており、所定の径の大きさと長さを有する。

10 【0024】 筐体 2 の内部にはバネ 2 5 が配置されている。このバネ 2 5 により、図 2 (a) において第 1 のフレーム 2 0 は支軸 2 2 を基準に右回りに、そして第 2 のフレーム 2 1 は支軸 2 2 を基準に左回りに付勢されている。従って、外部より力を作用させなければ、筐体 2 のスリット部 2 4 および開口部 2 3 のそれぞれが画定する空間領域が保持される。

【0025】 以上がクラスプ 1 を構成する筐体 2 と挿入部 3 の構造である。次に、図 2 を参照して、筐体 2 と挿入部 3 との接続手順について説明する。

15 【0026】 図 2 (a) に示すように、最初に、ユーザが挿入部 3 と筐体 2 とを所定の距離だけ相互に近接させる。次に、図 2 (b) に示すように、筐体 2 のスリット部 2 4 の上下部分 (図 2 (b) の矢印の箇所と方向) に力を加えると、筐体 2 の第 1 のフレーム 2 0 と第 2 のフレーム 2 1 とがバネ 2 5 の付勢力に逆らう方向に支軸 2 2 を中心にピボット回転する。そして、スリット部 2 4 が画定する空間が閉じられ、開口部 2 3 が上下に分離し、その間に画定される空間領域が拡大する。

20 【0027】 開口部 2 3 の空間領域が拡大すると、筐体 2 の内部に設けられたマグネット 2 7 と、挿入部 3 のマグネット 3 2 との間の磁力作用により、図 2 (c) に示すように、挿入部 3 が筐体 2 の内部に設けられたマグネットホルダ 2 6 のマグネット挿入部 2 6 a に挿入され、マグネット 2 7 とマグネット 3 2 が吸着して係止される。

【0028】そして、図2(d)に示すように、筐体2に加えていた力を解放すると、開口部23が元の大きさに戻り、マグネットホルダ31が筐体2の内部に收容され、クラスプ1の接続が完了する。

【0029】図2(d)に示すように、クラスプ1の接続が完了した状態のマグネットホルダ31と筐体2の開口部23の間にはギャップG（間隙）が形成されている。これは、挿入部3が外部より引っ張られ、マグネット27との係止が解除されても開口部23からマグネットホルダ31が脱落することを防止するためである。もしギャップがない場合、マグネット27、32同士が吸着した状態で外部から挿入部3が引っ張られると、開口部23が拡大して脱落する可能性がある。

【0030】従って、本発明の第1の実施形態によれば、マグネット27にマグネット32が係止する状態が筐体2の内部に收容されることになり、挿入部3が外部から引っ張られても、筐体2からマグネットホルダ31が脱落することなく、クラスプの係止状態が維持される。そして、外部からの引っ張りが解除されると、マグネット32の磁力によりマグネット27と再び吸着し、係止される。すなわち、本実施形態のクラスプ1によれば、クラスプを接続する場合、筐体内部でのマグネット同士の係止と、筐体による係止の二重の係止により、クラスプが不意に外れることがなく、安定した係止状態を保つことができる。

(2) 本件発明の意義

従来技術のクラスプは、接続の際の位置合わせや小型化が困難であった。本件発明は、本件発明の構成をとることによって、クラスプを構成する筐体と筐体への挿入部（磁気誘導部材ホルダ）がそれぞれ磁力によって相互に引き付けあう磁気誘導部材を有しているため、目視で位置合わせをする必要がなく、簡単にクラスプを接続でき、小型化が可能になる。また、吸着した磁気誘導部材ホルダと筐体の開口の間には、ギャップが形成され、挿入部が外

部から引っ張られて磁気誘導部材の吸着が外れた場合でも、筐体から抜け落ちることが防止される。そして、接続を解除する際には、挿入部が筐体の内部の第2の磁気誘導部材ホルダの開口の内壁部分によってガイドされた状態で移動し、挿入部が筐体の開口の周辺に引っ掛かることがなくなる。

5 2 争点(2) (構成要件Dの「第2の磁気誘導部材ホルダ」の充足性) について

(1) 本件発明の構成要件Bは、「第1のフレームと第2のフレームとを備え、前記第1のフレームと前記第2のフレームとにより中空と一端に開口が形成される筐体と、」と記載され、構成要件Dは、「前記筐体の前記中空に設けられ、前記第2の磁気誘導部材を保持し、前記第1の磁気誘導部材と前記第2
10 の磁気誘導部材とが吸着するときに、前記第1の磁気誘導部材ホルダが挿入される挿入空間を有する第2の磁気誘導部材ホルダと、を備え、」と記載されている。これらの文言からすれば、第2の磁気誘導部材ホルダは、第2の磁気誘導部材を保持するものであり、第1の磁気誘導部材ホルダが挿入される挿入空間を有するものである。そして、第2の磁気誘導部材ホルダは、第
15 1のフレームと第2のフレームとを備えた筐体の中空に設けられるものとされており、筐体とは別のものであることを前提としているといえる。

本件明細書等にも、「本発明のクラスプは、装飾用鎖状部材の端部に設けられる第1の磁気誘導部材と、筐体の内部に設けられる第2の磁気誘導部材とが磁力で互いに吸着されて係止するクラスプにおいて、(1)第1のフレーム
20 と第2のフレームとを備え、第1のフレームと第2のフレームとにより中空と一端に開口が形成される筐体と、・・・(3)筐体の中空に設けられ、第2の磁気誘導部材を保持し、第1の磁気誘導部材と第2の磁気誘導部材とが吸着するときに、第1の磁気誘導部材ホルダが挿入される挿入空間を有する第2の磁気誘導部材ホルダとを備える。」(【0006】)、「本発明のクラスプによれば、第1の磁気誘導部材と第2の磁気誘導部材とが吸着したとき、吸着した状態の第1及び第2の磁気誘導部材ホルダと筐体の開口との間には、ギャ
25

ップが形成される」(【0010】)、「本発明のクラスプは、第1の磁気誘導部材ホルダを2個用いて、筐体内部に、2個の第1の磁気誘導部材ホルダをそれぞれ挿入する2個の第2の磁気誘導部材ホルダを備えることができる」

(【0014】)と記載されており、「第2の磁気誘導部材ホルダ」は、「筐体」
5 の中空に設けられること、「筐体」の開口との間にギャップが形成されるものであることなどが記載され、第1のフレームと第2のフレームを備えた「筐体」と「第2の磁気誘導部材ホルダ」とが別のものであることを前提としているといえる。実施形態の説明においても「筐体」と「第2の磁気誘導部材ホルダ」を別の部材として有する構成が記載されている(【0022】、

10 【図2】等)。また、本件発明についての「クラスプの接続を解除するために第1の磁気誘導部材(挿入部)を筐体の内部から引き抜くと、その挿入部が第2の磁気誘導手段ホルダ(判決注:「磁気誘導部材ホルダ」の誤記と認められる。)の開口の内壁部分によってガイドされ、その結果、挿入部は筐体の中心軸上に保持された状態で移動する。従って、挿入部は筐体の開口の
15 周辺に引っ掛かるなどの不都合を生じること無く、安定して筐体から引き抜かれる。」(【0011】)という記載からすると、クラスプの接続を解除する際には、挿入部(第1の磁気誘導部材)が、第2の磁気誘導部材ホルダの内壁部分によってガイドされ、そのことによって筐体の開口の周辺に引っ掛からないことが記載されている。このことによって、本件明細書等には、第
20 2の磁気誘導部材ホルダと筐体とが別の構成であることを前提とした上で、本件発明が上記の効果を奏することが記載されているといえる。

さらに、原告は、本件特許の審査段階における拒絶理由通知に対し、平成
23年9月5日、意見書(乙1)を提出した。その意見書において、引用文
献3に第1の磁気誘導部材ホルダが挿入される挿入空間を有する第2の磁気
25 誘導部材ホルダが記載されているとの審査官の指摘に対し、原告は、引用文
献3には、第2の磁気誘導部材ホルダが記載されていないことを主張した。

そして「本願発明のクラスプに第1の磁気誘導部材ホルダと第2の磁気誘導部材ホルダとを備える効果は、第1の磁気誘導部材ホルダが第2の磁気誘導部材ホルダに挿入されて磁力により互いに吸着されている際に、第1の磁気誘導部材ホルダに引っ張る力が直接加わると、第1の磁気誘導部材ホルダが第2の磁気誘導部材ホルダにのみ力が加わるだけで、管体自体に力が伝わらないので管体は開かず、管体から第1の磁気誘導部材ホルダが外れることがないという点です。」と述べた。これによれば、本件発明のクラスプにおいて、第1の磁気誘導部材ホルダに加えられた引っ張る力は、第2の磁気誘導部材にのみ加わり、管体に加わらないというのであるから、上記主張は、

「第2の磁気誘導部材」は「管体」とは別の部材であることを前提としている。原告は、その上で、「管体」と「第2の磁気誘導部材」とが別の部材であることを理由として、本件発明の効果を奏すると主張しているのであり、このことからしても、本件発明の特許請求の範囲の記載や本件明細書等について述べた上記のことが裏付けられるといえる。

以上によれば、本件発明の構成要件Dの「第2の磁気誘導部材ホルダ」は、第2の磁気誘導部材を保持し、また、第1の磁気誘導部材ホルダが挿入される挿入空間を有するものであって、かつ、それは「管体」とは別の部材であるといえる。

- (2) 被告製品は、第1のフレームと第2のフレームとを備え、第1のフレームと第2のフレームとにより中空と一端に開口が形成される「管体」を備えているが、第2の磁気誘導部材を保持する部分は第2のフレームと一体成型されている（争いのない事実）。また、被告製品のクラスプにおいて第1の磁気誘導部材ホルダが挿入される挿入空間を画するものがあるとすれば、それは、第2のフレーム及び第2のフレームと一体成型された部材であって、「管体」に該当する第2のフレームとは別の部材によってその範囲が画されているものではなく、「管体」とは別に、第1の磁気誘導部材ホルダの挿入

空間を有する部材があるものではない。

これらからすると、被告製品は、筐体とは別の「第2の磁気誘導部材ホルダ」を備えていると認めることはできず、構成要件Dを充足しない。

5 (3) 原告は、被告製品の第2のフレームと第2の磁気誘導部材ホルダは成型上
一体化されているだけで、機能上、「第2の磁気誘導部材を保持」するための
「第2の磁気誘導部材ホルダと、を備え」る構成であると主張する。しか
し、前記(1)に述べたところに照らし、筐体と成型上一体化されたものを「第
2の磁気誘導部材ホルダ」ということはできず、原告の上記主張は、採用す
ることはできない。

10 3 結論

以上によれば、被告製品は、少なくとも、構成要件Dを充足せず、原告の請
求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のと
おり判決する。

15 東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官 柴 田 義 明

裁判官 佐 伯 良 子

裁判官 棚 井 啓

別紙

被告物件目録

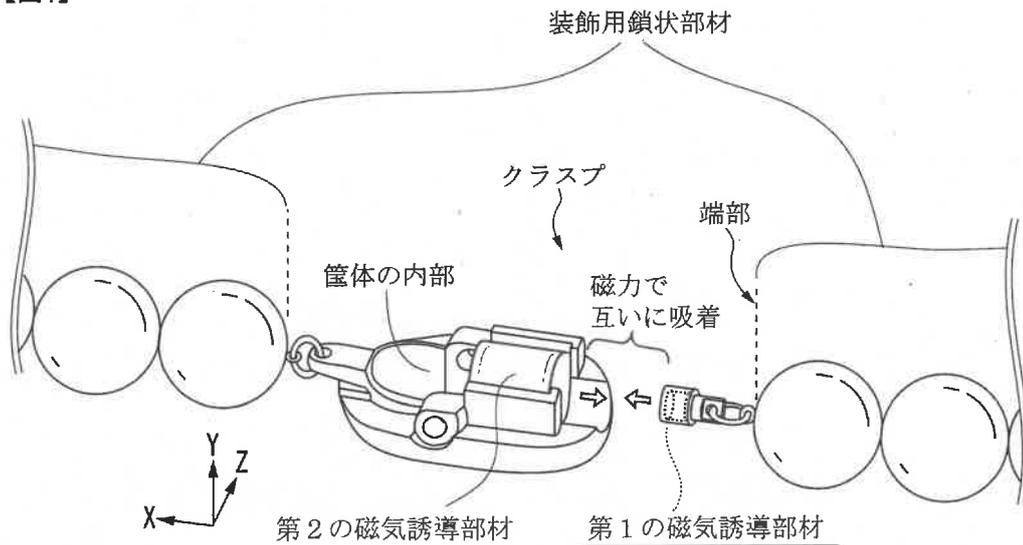
5 製品名「ジキロック 2」のクラスプ

以上

被告製品の構造

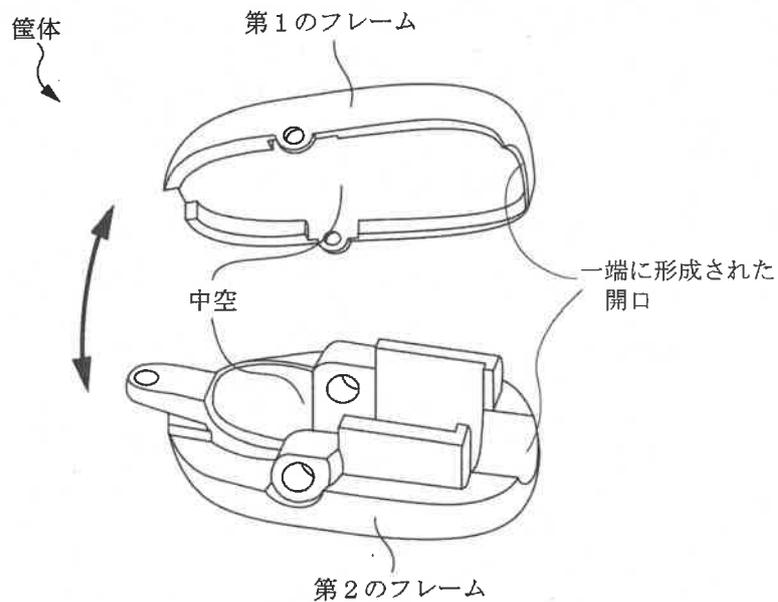
【図1】：被告製品に係るクラスプを示す要部斜視図であり、第1のフレーム、
5 支軸、及び付勢手段を透過した状態を表している。

【図1】



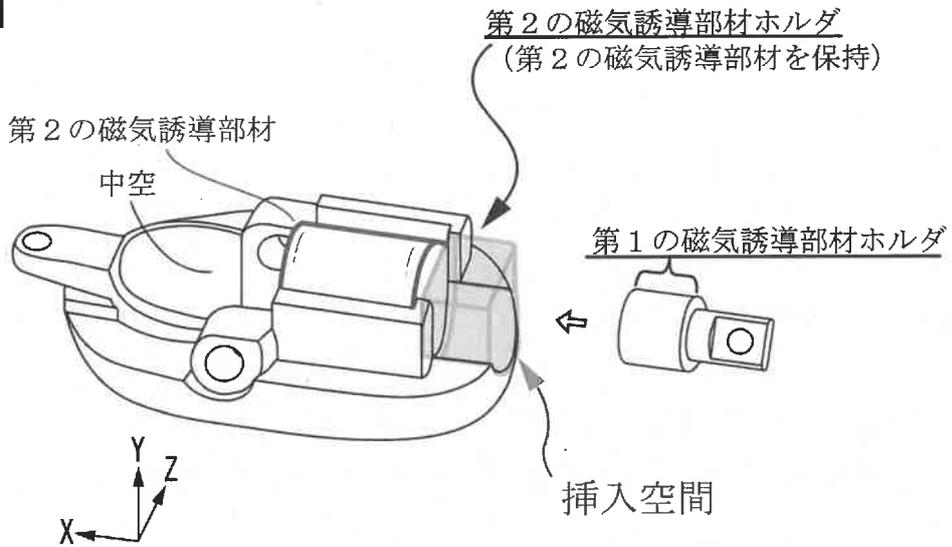
【図2】：被告製品の第1のフレーム及び第2のフレームを示す図である。

【図2】



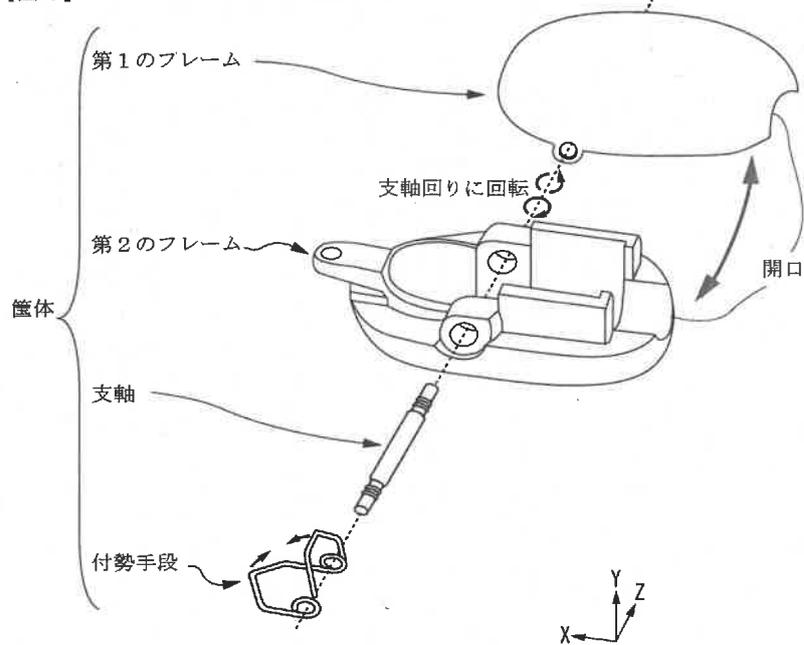
【図3】：被告製品の第2の磁気誘導部材等を示す斜視図である。

【図3】



【図4】：被告製品の筐体を示す分解斜視図である。

【図4】



【図5】：第1の磁気誘導部材と第2の磁気誘導部材とが吸着した状態の被告製品を示し、(a)は側面部分断面図、(b)は正面図

【図5】

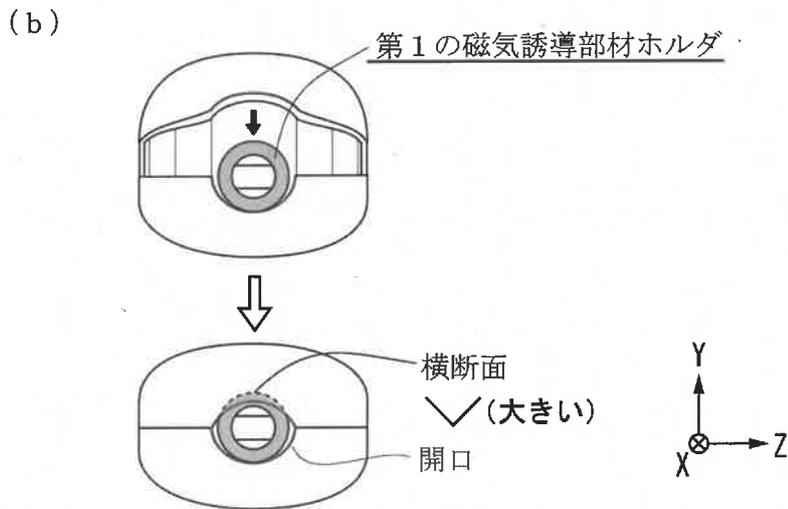
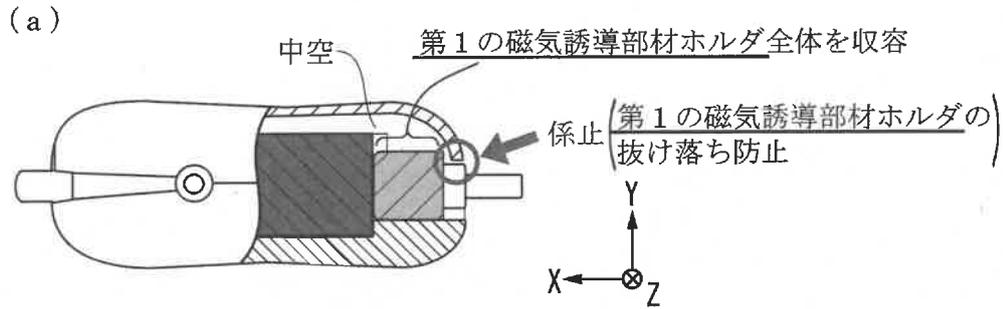
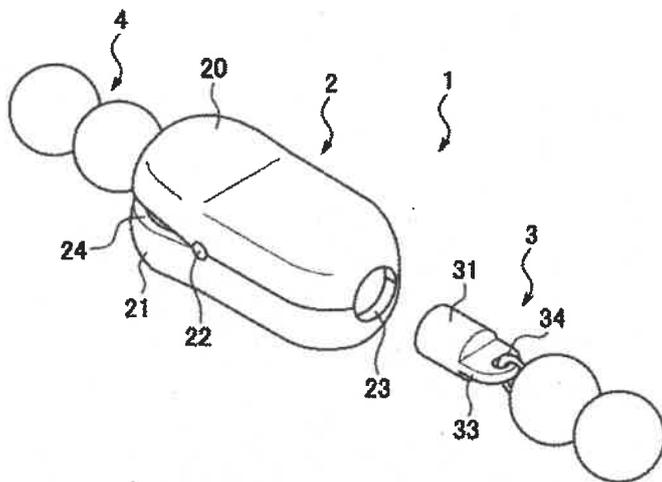


図 面

【図 1】



【図 2】

